

5/28  
朝日

## 医療保険制度改革のポイント

国民健康保険(国保)への財政支援を1700億円拡充

入院時の食事代の自己負担が1食260円から360円にアップ

紹介状なしの大病院受診に定額負担(5千円か1万円軸に検討)

保険料算定の基準月収が121万円以上の会社員は保険料アップ

患者申し出による「混合診療」がスタート

後期高齢者医療制度の保険料軽減措置を原則廃止(今回の法改正には含まれない)

会社員・公務員の組合の後期高齢者医療費控除を2400億円引き上げ

会社員の組合に700億円財政支援

国保への財政支援を3400億円に拡充

国保の運営を市町村から都道府県に移管

入院時の食事代の自己負担を1食460円にアップ

国保など保険者の健康増進や予防の取り組みへの奨励策強化

高齢化で厳しさを増す医療保険財政を安定させるための「医療保険制度改革関連法」が27日、成立した。入院中の食事代値上げや大病院受診の定額負担導入など、患者の負担増につながる見直しが盛り込まれてい

る。▼5面II財政再建狙うこの法律は、国民健康保険法など5本の改正法を中心とした一括法だ。入院時の食事代値上げについて厚生労働省は、対象者を年間70万人と見積もる。保険給付の削減効果は

18年度に約1200億円になると見込む。いま全国一律で原則1食640円。380円が医療保険でまかなわれ、自己負担は260円だ。この自己負担額が、難病などの患者を除いて16年度から360円、18年度からは460円に上がる。住民税非課税の低所得者はいまの負担額(210円から100円)のままとする。

紹介状なしで大病院を診する人は、16年度から新たに定額負担が必要になる。対象は、大学病院を中心とした「特定機能病院」とした「ベッド数500床以上の病院を想定する。定額負担は通常の初診料とは別に支払

# 医療保険改革法が成立